

全国的に被害が多い相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、皆さんにお伝えします。不審に思われたら、まずご相談ください。

電話で「これからお宅の給湯器の点検に伺います。」 なんて言われたら・・・

平日昼間、家の電話が突然鳴って・・・

「〇〇さんですか、こちら電気ガス器具安全協会の△△です。今からお宅の給湯器の定期点検に伺います。」

「お風呂のですね、わかりました」

・・・・・・1時間後・・・・・・

「こんにちは、協会の△△です。早速点検します。」

「長年のご使用で循環器具が（センサーが 冷却装置が）いたんでいます。このままではガス漏れが起これそうで危険ですよ。」

「それは大変ですね どうしたら・・・」

「部品交換の見積~~XX~~万円です。よかったですね、今月はサービス月間ですから今申し込んでいただければ30%引きでできますよ。」

「事故になっては大変ですね。お願いします。」

「はい、契約書にサインを！」

・・・・・・工事当日・・工事後に・・・・・・

「〇〇さん、部品の交換終わりました。これで安心ですよ。それでは~~XX~~万円いただきます。ありがとうございます。」「あ！ 工事の時に気づいたんだけど、北側の屋根がいたんでいますねえ、いまはまだ雨漏りはしていないみたいだけど・・ 私の知り合いの業者に相談してあげますよ。今日、この近くの現場にいるはずですから。」「あ、それから排水管にサビがありますね・・・・」

電話をきっかけにこのような話が進んでいくことがあります。平日昼間、家に高齢の方しかいない時間に多いようです。各種器具などの法定点検はメーカーからハガキなどで連絡があります。プロパンガスの場合はガス販売店が日程を調整します。電話をかけてきてすぐにとか翌日に点検というのは疑ってみましょう。もしも電話があったら、その場ではっきり断る、またはすぐに承諾せずに家族や知人に相談することが大切です。



「消費者庁イラスト集」より

2023年から2025年の3年間に、長野県内の消費生活センターに点検商法に関連する相談が223件寄せられています。中には「こういう電話がかかってきているから気を付けるようにみんなに周知してください」と情報をくださる方もいらっしゃいます。

ガス器具、風呂釜、屋根、ソーラーシステムなどについて、「近くで工事をしていたらお宅の屋根が見えて・・・」「この器具は法定点検を受けていますか？」「すぐに修理を、今ならお安く」いろいろなパターンが報告されています。

トラブルが起きてしまったら一人で悩まず、できるだけ早く消費生活センターに相談しましょう。早ければ早いほど問題の解決に結びつきます。

塩尻市消費生活センター

または

消費者ホットライン

局番なし

☎0263-52-0280（代）内線1129

相談日時：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～16:30

※7月1日から受付時間を変更しました（11月30日まで試行期間）

イ ヤ ヤ
1 8 8

土・日・祝日も
相談できます